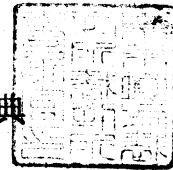


これは謄本である。

平成28年12月7日

東京地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 高橋弘典



平成28年12月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年（行ウ）第541号 食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け等請求事件

口頭弁論終結日 平成28年9月21日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち天草保健所長及び出水保健所長に対する食品衛生法58条2項の規定による調査及び報告並びに同条4項の規定による報告の各義務付けを求める部分、熊本県知事及び鹿児島県知事に対する同条3項及び5項の各規定による報告の義務付けを求める部分並びに厚生労働大臣に対する同法60条の規定による調査及び報告の求めの義務付けを求める部分並びにこれらの調査、報告並びに調査及び報告の求めがされないことが違法であることの確認を求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 天草保健所長及び出水保健所長は、食品衛生法58条2項に基づき、昭和31年から現在までの管轄区域における食中毒患者である水俣病患者発生について、政令所定の調査を行うとともに、それぞれ熊本県知事と鹿児島県知事に対し、政令所定の報告を行え。
- 2 天草保健所長及び出水保健所長は、食品衛生法58条4項に基づき、それぞれ熊本県知事と鹿児島県知事に対し、同条2項に基づき実施した調査の結果につき、政令所定の報告を行え。
- 3 熊本県知事及び鹿児島県知事は、食品衛生法58条3項及び5項に基づき、

厚生労働大臣に対し、昭和31年から現在までのそれぞれ熊本県内と鹿児島県内の食中毒患者である水俣病患者発生について、政令所定の報告を行え。

4 厚生労働大臣は、食品衛生法60条に基づき、熊本県知事と鹿児島県知事に対し、期限を定めて、昭和31年から現在までのそれぞれ熊本県内と鹿児島県内の食中毒患者である水俣病患者発生について、調査及び報告を行うよう求めよ。

5 天草保健所長及び出水保健所長が、食品衛生法58条2項に基づき、昭和31年から現在までの管轄区域における食中毒患者である水俣病患者発生について政令所定の調査を行わないこと、並びに、同項に基づき、それぞれ熊本県知事と鹿児島県知事に対し政令所定の報告を行わないことが違法であることを確認する。

6 天草保健所長及び出水保健所長が、食品衛生法58条4項に基づき、それぞれ熊本県知事と鹿児島県知事に対し、同条2項に基づき実施した調査の結果につき、政令所定の報告を行わないことが違法であることを確認する。

7 熊本県知事及び鹿児島県知事が、食品衛生法58条3項及び5項に基づき、厚生労働大臣に対し、昭和31年から現在までのそれぞれ熊本県内と鹿児島県内の食中毒患者である水俣病患者発生について、政令所定の報告を行わないことが違法であることを確認する。

8 厚生労働大臣が、食品衛生法60条に基づき、熊本県知事と鹿児島県知事に対し、期限を定めて、昭和31年から現在までのそれぞれ熊本県内と鹿児島県内の食中毒患者である水俣病患者発生について、調査及び報告を行うよう求めないことが違法であることを確認する。

9 被告らは、原告に対し、各自10万円及びこれに対する被告国については平成27年9月30日から、被告熊本県及び被告鹿児島県については同年10月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、食品衛生法58条1項の規定により食中毒患者である水俣病患者を診断した旨を天草保健所長及び出水保健所長に届け出た医師である原告が、昭和31年の水俣病発生の公式確認から現在に至るまでの熊本県内と鹿児島県内の食中毒患者である水俣病患者の発生について、各保健所長において同条2項の規定による調査及び報告並びに同条4項の規定による報告をせず、熊本県知事及び鹿児島県知事において同条3項及び5項の各規定による報告をせず、厚生労働大臣において各県知事に対し同法60条の規定による調査及び報告の求めをしないことがいずれも違法である旨の主張をして、①行政事件訴訟法3条6項1号の義務付けの訴えとして、各保健所長、各県知事及び厚生労働大臣に対する上記各行為（以下「本件各行為」という。）の義務付けを求めるとともに、②同法4条の当事者訴訟として、本件各行為がされないことが違法であることの確認を求め、更に、③国家賠償法1条1項に基づき、被告らに対し、損害金（慰謝料の一部）10万円及びこれに対する本件訴状送達の日から各支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金を各自支払うことを求める事案である。

1 関係法令の定め

- (1) 食品衛生法58条1項は、食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない旨を定める。
- (2) 食品衛生法58条2項は、保健所長は、同条1項の届出を受けたときその他食中毒患者等が発生していると認めるときは、速やかに都道府県知事等（都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長をいう（同法22条3項）。以下同じ。）に報告するとともに、政令で定めるところにより、調査しなければならない旨を定める。
- (3) 食品衛生法58条3項は、都道府県知事等は、同条2項の規定により保健

所長より報告を受けた場合であって、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他厚生労働省令で定めるときは、直ちに、厚生労働大臣に報告しなければならない旨を定める。

- (4) 食品衛生法58条4項は、保健所長は、同条2項の規定による調査を行ったときは、政令で定めるところにより、都道府県知事等に報告しなければならない旨を定める。
- (5) 食品衛生法58条5項は、都道府県知事等は、同条4項の規定による報告を受けたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない旨を定める。
- (6) 食品衛生法60条は、厚生労働大臣は、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は食中毒患者等が広域にわたり発生し、若しくは発生するおそれがある場合であって、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要するときは、都道府県知事等に対し、期限を定めて、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる旨を定める。
- (7) 食品衛生法施行令36条は、食品衛生法58条2項の規定により保健所長が行うべき調査は、①中毒の原因となった食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃ（以下「食品等」という。）及び病因物質を追及するために必要な疫学的調査並びに②中毒した患者若しくはその疑いのある者若しくはその死体の血液、ふん便、尿若しくは吐物その他の物又は中毒の原因と思われる食品等についての微生物学的若しくは理化学的試験又は動物を用いる試験による調査とする旨を定める。

2 前提事実（当事者間に争いがない。）

- (1) 原告は、医師であり、岡山大学大学院教授を務めている。
- (2) 原告は、平成24年1月6日、食品衛生法58条1項の規定により、熊本

県上天草市在住の男性2名が水俣病であると診断した旨を天草保健所長に届け出たが、天草保健所長は、同条2項の規定による調査をしなかった。

(3) 原告は、平成24年7月30日、食品衛生法58条1項の規定により、鹿児島県出水市在住の女性1名が水俣病であると診断した旨を出水保健所長に届け出たが、出水保健所長は、同条2項の規定による調査をしなかった。

(4) 平成25年9月30日現在で、水俣病に関し、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）による認定の申請をしている者（未処分者）の数は、熊本県関係で379人、鹿児島県関係で132人である。また、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」という。）による水俣病被害者手帳の交付の申請をした者の数は、申請期限の平成24年7月末で、約6万3000人（熊本県及び鹿児島県関係）である。

3 争点及び当事者の主張

(1) 本件各行為の義務付けの訴えの適法性（処分性及び原告適格）

（原告の主張）

ア 処分性について

本件各行為のうち、食品衛生法58条の規定による報告並びに同法60条の規定による調査及び報告の求めは、行政機関相互の行為であるが、その手続は同法58条2項の規定による調査と一体のものとして同法に定められており、同項の規定による調査において患者と確認されることにより、患者・国民は行政に対して食中毒事件の発生の確認と措置を要求することができる権利をもつに至るものであるから、これらの各行為（調査、報告並びに調査及び報告の求め）は、いずれも抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

イ 原告適格について

原告は、医師であり、食品衛生法58条1項の規定による届出をしたの

で、届出医師としての同法上の権利・義務又は医師法19条の診療義務、同法23条の保健指導義務及び健康増進法5条の地域協力義務に由来する権利・義務として、保健所長に対して適正に食品衛生法58条2項の規定による調査の手續を執ることを要求する権利・義務があり、調査の進展を保健所に聴取する権利・義務がある。

また、医師は、保健所側からの引き続きの事情聴取への応諾義務があることに対応して、自己の届け出た患者に関して保健所等がその後どのように判定したか、その後の手續がどのように進んでいるかに関して、説明を受ける権利もある。

ところが、被告らの各行政庁が食品衛生法に反して迅速かつ適正な調査、患者の診定等をしないため、原告の諸権利が侵害されている。

したがって、原告には本件各行為の義務付けを求める原告適格がある。

ウ 以上に加え、本件各行為の義務付けの訴えは、義務付けを求める処分が「一定の処分」として特定されていること、義務付けを求める当該処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあること、その損害を避けるため他に適当な方法がないこととの訴訟要件をいずれも満たすから、適法である。

(被告らの主張)

ア 処分性について

(ア) 食品衛生法58条2項の規定による調査は、行政庁が、食中毒事件又はその疑いのある事件について、的確に把握し、食中毒事件であるか否か等を判断するとともに、早急に対策を講じるための調査であるが、食中毒患者等を食中毒患者として認定するものではなく、また、当該調査によって国民との間で何らかの権利義務関係が生じるという効果はないから、国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものではない。

(イ) 食品衛生法58条2項の規定による報告は、保健所長が都道府県知事

等に対して食中毒事件の発生や調査の実施状況を報告するものであり、行政機関相互における内部行為にすぎず、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する効果を伴うものではない。

(ウ) 食品衛生法 58 条 4 項の規定による報告は、保健所長が都道府県知事等に対して調査終了後に調査結果を報告するものであり、行政機関相互における内部行為にすぎず、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する効果を伴うものではない。

(エ) 食品衛生法 58 条 3 項の規定による報告は、都道府県知事等が、保健所長から食中毒事件発生等の報告を受けた場合であって、一定の要件を満たすときに、厚生労働大臣に対して、中毒した患者の数等を報告するものであり、行政機関相互における内部行為にすぎず、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する効果を伴うものではない。

(オ) 食品衛生法 58 条 5 項の規定による報告は、保健所長から調査終了の報告を受けた都道府県知事等が、厚生労働大臣に対して報告書を提出して報告するものであり、行政機関相互における内部行為にすぎず、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する効果を伴うものではない。

(カ) 食品衛生法 60 条の規定による調査及び報告の求めは、厚生労働大臣が、一定の場合に、都道府県知事等に対して、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するよう求めるものであり、行政機関相互における内部行為にすぎず、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する効果を伴うものではない。

(キ) したがって、本件各行為はいずれも抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない。

イ 原告適格について

食品衛生法 58 条及び 60 条は、現に食中毒が発生している場合に、直

ちに原因となる食品等及び病因物質を究明し、食中毒の拡大防止のための対策を講じるとともに、食中毒防止のための行政の適正な運営方針の基礎資料を得る手段として、医師、保健所長及び都道府県知事等に届出、報告及び調査の義務を課し、厚生労働大臣に都道府県知事等に対する調査及び報告の求めの権限を付与したものであり、その目的は専ら公益を保護するためのものであるから、保健所長は、同法58条1項の規定により保健所長に対する届出を行った医師に対して、原告の主張する義務を個別具体的に負うものではない。

また、医師法19条及び23条並びに健康増進法5条は、医師等に対し、診療の求めに応じること、診療をしたときに本人等に対して保健指導すべきこと及び国民の健康の増進の総合的な推進のために相互に連携を図って協力を努めることをそれぞれ規定しているにすぎず、これらの規定が食品衛生法58条の規定による調査及び報告に関し、同条1項の規定により保健所長に対する届出を行った医師について個別具体的な権利義務を生じさせる根拠となるものではない。

以上のほか、原告は、行政事件訴訟法37条の2第3項の「法律上の利益」に関し、個別具体的な主張を何らしていないから、原告には本件各行為の義務付けを求める原告適格がない。

ウ 以上によれば、本件各行為の義務付けの訴えは、不適法である。

(2) 本件各行為がされないことの違法確認の訴えの適法性（確認の利益）

（原告の主張）

水俣病食中毒事件は、後記(3)のとおり、現在進行の事件であり、一日も早く本件各行為が行われなければ、水俣病食中毒事件の実態及び食中毒患者の実態は不明となる。また、前記(1)のとおり、届出医師には固有の権利・義務があり、現在では届出をした食中毒患者は医療からも放置されたままであり、医師としての権利・義務が果たせないでいる。

水俣病食中毒事件は現に拡大しつつある一方、食品衛生法58条2項の規定による調査がされていないことは明らかであるところ、本件各行為がされないことの違法性が確認されれば、直ちにこれらの違法・不当な状況は解消され、原告は救済される。

したがって、本件各行為がされないことの違法確認を求める原告の訴えには確認の利益があり、同訴えは適法である。

(被告らの主張)

原告は、本件各行為がされないことの違法確認の訴えを行政事件訴訟法上の当事者訴訟であるとするが、その請求は、行政庁が調査及び報告を行わないことそれ自体の違法確認を求めるものにすぎず、また、原告と被告らとの間に存在する公法上の法律関係及びこれに基づいて生じる権利義務の内容に関する原告の主張が失当であることは前記(1)のとおりであり、原告の法的地位に現存する危険や不安定を解消するために当該請求につき確認判決を得ることが必要かつ適切であることの根拠に関する原告の主張も、理由がないものである。

したがって、本件各行為がされないことの違法確認を求める原告の訴えには公法上の法律関係に関する確認の利益がなく、同訴えは不適法である。

(3) 本件各行為がされないことの違法性及び国家賠償法上の違法性の有無等

(原告の主張)

ア 前記前提事実のとおり、平成25年9月30日現在で水俣病に関する公健法による認定申請者(未処分者)の数が熊本県及び鹿児島県関係で500人余りであること、特措法による水俣病被害者手帳の申請者の数が両県関係で6万3000人にも上ることに加え、民間団体による平成24年6月の一斉検診では1200人に水俣病と診断できる感覚障害が確認されたことなどから、水俣病は現在でも大規模かつ広域の食中毒事件に該当し、しかも、膨大な食中毒患者が確認されずに放置されている現在進行の事件

である。また、水俣病の被害の全体像を把握するために不知火海沿岸住民の健康被害に係る実態調査が不可欠であることは、水俣病事件に関わる関係者の総意である。

にもかかわらず、被告らの各行政庁は、本件各行為を行わないため、水俣病発生の公式確認から60年経っても摂食者数、患者数及び死者数を含む被害実態すら把握していない。

こうした事態は、食品衛生法が、行政に対し調査及び報告を行うとともに被害拡大の防止策を講じるべき義務を課し、これらの措置を通して、国民の健康の保護を図ること、とりわけ食中毒の被害を受けた患者については迅速かつ適正な調査及び患者診定を受ける法的利益を保護することを趣旨・目的としていることに著しく違背する。

したがって、未申請又は未認定のまま放置されている膨大な潜在患者を掘り起こし、適正な患者確認を行うためには、本件各行為が行われる緊急の必要性があるというべきである。

以上によれば、食品衛生法58条の規定による調査及び報告がされるべきであることは、根拠法令である同条2項ないし5項の規定から明らかであり、また、同法60条の規定による調査及び報告の求めがされないことは、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるから、本件各行為の義務付けを求める請求は、行政事件訴訟法37条の2第5項の本案勝訴要件を満たすものである。また、本件各行為がされないことの違法確認を求める請求も理由があるから、認容されるべきである。

イ 各処分行政庁は、これまで、本件各行為を故意又は過失によりしなかった。

そのために、原告は、現実に食中毒患者を診察・診断したにもかかわらず、その医療行為が何ら患者の医療救護にならず、患者の社会的意味にならず、公衆衛生上の意義を生まず、ましてや被害者20万人の医療救済に

も社会的救済にも経済的救済にもならなかったことにより、当該患者らからの非難を浴び、社会的にも医師としての資質・資格を疑われ、水俣病患者を救済できない罪悪感・焦燥感・無力感に襲われ、業務義務を果たしていない責任感と一個人の力の限界を見せつけられた感じをもち、行政と国家に裏切られたことにより大きな失望感を実感するなど、重大な精神的肉体的経済的な損害を生じている。

そこで、国家賠償法1条1項に基づく請求では、被告らに対し、原告に生じた損害のうち、慰謝料の一部である10万円の各自支払を求めるものである。

(被告らの主張)

ア 原告の主張は争う。

イ 前記(1)のとおり、食品衛生法58条の規定による調査及び報告並びに同法60条の規定による調査及び報告の求めは、その目的が専ら公益を保護するためのものであり、直接的に個別の国民との関係において、食中毒の発生実態や正しい病像を明らかにするものではなく、また、食中毒患者等を食中毒患者として認定するものではないのであるから、国家賠償請求との関係で原告が主張する各利益は、同法58条及び60条によって保護された利益とはいえない。

そうすると、食品衛生法58条の規定による調査及び報告の主体である保健所長及び都道府県知事等並びに同法60条の規定による調査及び報告の求めの主体である厚生労働大臣は、原告との関係において、これらの各行為をすべき個別具体的な職務上の法的義務を負担しているとはいえないから、本件各行為がされないことが国家賠償法1条1項の適用上違法となることはあり得ない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件各行為の義務付けの訴えの適法性) について

- (1) 抗告訴訟の対象となる行政処分とは、公権力の主体である国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうものと解される（最高裁昭和28年（オ）第1362号同30年2月24日第一小法廷判決・民集9巻2号217頁，最高裁昭和37年（オ）第296号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁等参照）。
- (2) 食品衛生法58条2項の規定による調査の内容は食品衛生法施行令36条が定めるとおりであるところ、上記の調査は中毒の原因となった食品等及び病因物質を追及し、当該食品等の微生物学的又は理化学的等の観点からの特性等を把握するために行われるものであって、それ自体が直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する性質を有するものでないことは明らかである。また、上記の調査がされることによって、調査の対象者を含む国民との関係において、直接に権利義務を形成し又はその範囲を確定することとなることをうかがわせる法令上の定めも見当たらない。

原告は、上記の調査において食中毒患者と確認されることにより、当該患者ないし国民が行政に対して食中毒事件の発生の確認と措置を要求することができる権利をもつことになる旨を主張する。しかしながら、原告のいう上記権利の具体的内容や発生の根拠がそもそも定かでない上、上記の調査の本来の性質は上記のとおりであり、その調査の過程において特定の者が食中毒患者と診断・認定されることがあるとしても、そのことと、公健法や特措法等による救済の措置との間には、法令上、直接の関連性はなく、運用上両者が連動していることを認めるに足る証拠もないのであって、上記の調査が、その本来の性質にかかわらず、法令上の総合的な仕組みの中で直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する作用を担っているものとも認め難いから、原告の主張は採用することができない。

したがって、食品衛生法58条2項の規定による調査は、抗告訴訟の対象

となる行政処分には当たらないものというべきである。

- (3) 食品衛生法 58 条 2 項から 5 項までの規定による報告並びに同法 60 条の規定による調査及び報告の求めは、いずれも行政機関相互の行為であり、それ自体が直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する性質を有するものであることをうかがわせる法令上の定めは見当たらない。

原告は、上記の報告並びに調査及び報告の求めが、食品衛生法 58 条 2 項の規定による調査と一体の手続を形成するものとして同法に定められていることを、その処分性が認められることの根拠として主張する。しかしながら、この主張は、上記の調査が処分性を有することを前提とするものであるところ、その前提が誤りであることは前記(2)で説示したとおりであるから、原告の主張は採用することができない。

したがって、食品衛生法 58 条 2 項から 5 項までの規定による報告並びに同法 60 条の規定による調査及び報告の求めも、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらないものというべきである。

- (4) 以上によれば、原告が義務付けを求める本件各行為は、いずれも抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらないから、本件訴えのうち本件各行為の義務付けを求める部分は不適法である。

2 争点(2) (本件各行為がされないことの違法確認の訴えの適法性) について

確認の訴えは、即時確定の利益がある場合、換言すれば、現に、訴えを提起する者の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため相手方に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に限り許されるものであり (最高裁昭和 27 年 (オ) 第 683 号同 30 年 12 月 26 日第三小法廷判決・民集 9 卷 14 号 2082 頁参照)、このことは、行政事件訴訟法 4 条の当事者訴訟としての確認の訴えについても同様であると解される。

原告は、医師であり、食品衛生法 58 条 1 項の規定による届出をした者であるが、同条及び同法 60 条の規定内容並びにこれらの規定の同法全体の体系中

に占める位置関係等に照らせば、これらの規定は、被告らの主張するように、現に食中毒が発生している場合に、直ちに原因となる食品等及び病因物質を究明し、食中毒の拡大防止のための対策を講じるとともに、食中毒防止のための行政の適正な運営方針の基礎資料を得る手段として、医師、保健所長及び都道府県知事等に届出、報告及び調査の義務を課し、厚生労働大臣に都道府県知事等に対する調査及び報告の求めの権限を付与したものと解されるのであり、これらの規定が、上記の届出をした医師個人の何らかの個別的利益を保護すべきものとする趣旨を含むものと解するのは困難である。また、同法58条1項の規定による届出をした医師が、同条の規定による調査及び報告並びに同法60条の規定による調査及び報告の求めがされること又はされないことに関し、何らかの権利若しくは法律的地位を有すること又はこれらを侵害されることをうかがわせるその他の法令上の根拠も見当たらない。

原告は、医師法19条及び23条並びに健康増進法5条の定めが上記の権利又は法律的地位を根拠付ける旨の主張もするが、独自の見解であって、採用することはできない。

したがって、本件各行為がされないことの違法確認を求める原告の訴えは、上記の意味での即時確定の利益を欠くものであり、不適法である。

3 争点(3) (国家賠償法上の違法性の有無等) について

国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであり(最高裁平成25年(オ)第1079号同27年12月16日大法院判決・民集69巻8号2427頁等参照)、同項における「違法」は、公務員がその行為によって損害を被ったと主張する者に対して何らかの職務上の法的義務を負っていることを前提として、その義務に違反した場合に認められるものと解される。

しかるに、上記2に述べたとおり、本件各行為の根拠規定である食品衛生法58条及び60条の規定は、同法58条1項の規定による届出をした医師個人の個別的利益を保護すべきものとする趣旨を含むものとは解されず、また、これらの規定による調査及び報告並びに調査及び報告の求めがされ、又はされないことによって、上記の届出をした医師個人の権利又は法律的地位が侵害されるという関係にもないから、本件各行為を行う権限を有する被告らの各行政庁において、当該権限の行使又は不行使に当たり、原告に対する関係で、原告の権利ないし個別的利益の保護について配慮すべき職務上の法的義務を負うものではないと解するのが相当である。

したがって、本件各行為を行う権限を有する被告らの各行政庁が本件各行為をしないことが、原告に対して負担する職務上の法的義務に違反するものとはいえず、原告との関係で国家賠償法1条1項の適用上違法であるということはいえないから、その余の点について判断するまでもなく、原告の国家賠償請求はいずれも理由がない。

4 結論

以上の次第で、本件訴えのうち本件各行為の義務付けを求める部分及び本件各行為がされないことの違法確認を求める部分は不適法であるので却下し、原告のその余の請求（国家賠償請求）はいずれも理由がないので棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

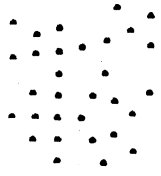
古 田 孝 夫

裁判官

大 竹 敬 人

裁判官

大 畠 崇 史



(別紙)

当 事 者 目 録



原 告
同訴訟代理人弁護士
東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告
同代表者法務大臣
処 分 行 政 庁

熊本市中央区水前寺6-18-1

被 告
同代表者知事
処 分 行 政 庁

処 分 行 政 庁

鹿児島市鴨池新町10-1

被 告
同代表者知事
処 分 行 政 庁

処 分 行 政 庁

上記3名指定代理人

津 田 敏 秀
山 口 紀 洋

国
金 田 勝 年
厚 生 労 働 大 臣
塩 崎 恭 久

熊 本 県
蒲 島 郁 夫
熊 本 県 知 事
蒲 島 郁 夫
天 草 保 健 所 長
稻 田 知 久

鹿 児 島 県
三 反 園
鹿 児 島 県 知 事
三 反 園
出 水 保 健 所 長
阿 邊 山 和 浩
鈴 木 秀 孝
中 野 康 典

司介崇尚輔惠彦一子治子彦徳之樹合淑治二哉博浩佑文介志

諭康利大暁剛健敬憲惠章寛隆美早克光康辰知靖敬正大清

百

崎内戸本山神野永本上藤松方崎吉嶋辺崎端本川松村島石村

山寺宍山梶山菅岩宮浦齊吉山岡森小渡岡田松津石木鹿二上

被告国指定代理人

被告熊本県指定代理人

被告鹿児島県指定代理人

山下西

口島村

浩修

学幸一
以上

